

みのかもししょうしゃ 美濃加茂市障がい者プラン

しょうしゃけいかく だい きしょう ふくしけいかく だい きしょう じ ふくしけいかく
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
れいわ ねん れいわ ねん
(令和3年～令和5年)

① 基本理念と基本目標の実現に向けて必要な視点

(1) 基本理念

本プランでは、総合計画が掲げる「健康」をキーワードとした持続可能なまちづくりを推進し、さらには地域福祉計画で目標としている誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた、本市の障がい者施策の基本理念として、その理念を表現する次の言葉をキャッチフレーズとして掲げ、計画を推進します。

あゆ
『みんなで歩むまち みのかも』

(2) 基本目標

総合計画が目指す本市の将来像及び基本理念を実現するため、本プランでは、以下の3つの基本目標を設定しました。

- 基本目標1 「共生のまち」をめざして
- 基本目標2 「安心・安全なまち」をめざして
- 基本目標3 「生きがいのあるまち」をめざして

(3) 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が、一つ一つの事業を縦割りで個別に行うのではなく、下に挙げた共通の視点を持ち、それぞれが連携して事業を進めていくことにより基本目標の実現に向けた取組を進めていきます。

- 1 障がいのある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障がい状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたる安心が感じられる施策の展開を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障がいのある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障がい理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

② 計画の位置づけ

(1) 計画策定の趣旨・背景

我が国では、『障害者基本法』、『障害者総合支援法』、『障害者虐待防止法』、『障害者差別解消法』など、障がい者に係る法律・制度の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

また、平成30年に『第4次障害者基本計画』（平成30年度～令和4年度）が策定され、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

さて、令和2年をもって『美濃加茂市障がい者計画』、『美濃加茂市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画』の計画期間が満了します。次期『美濃加茂市障がい者計画』、そして『美濃加茂市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画』を策定するにあたって、それまで個別に策定してきた両計画を一体のものとし、自まぐるしく変化している障がい者を取り巻く福祉施策環境や福祉ニーズに適宜対応しながら、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するために、新たに『美濃加茂市障がい者プラン』を策定します。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
計画の性格	本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。	障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障がい者福祉・障がい児福祉の方向性を見据えたサービスマン等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。	

(2) 計画の期間

本プランは、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

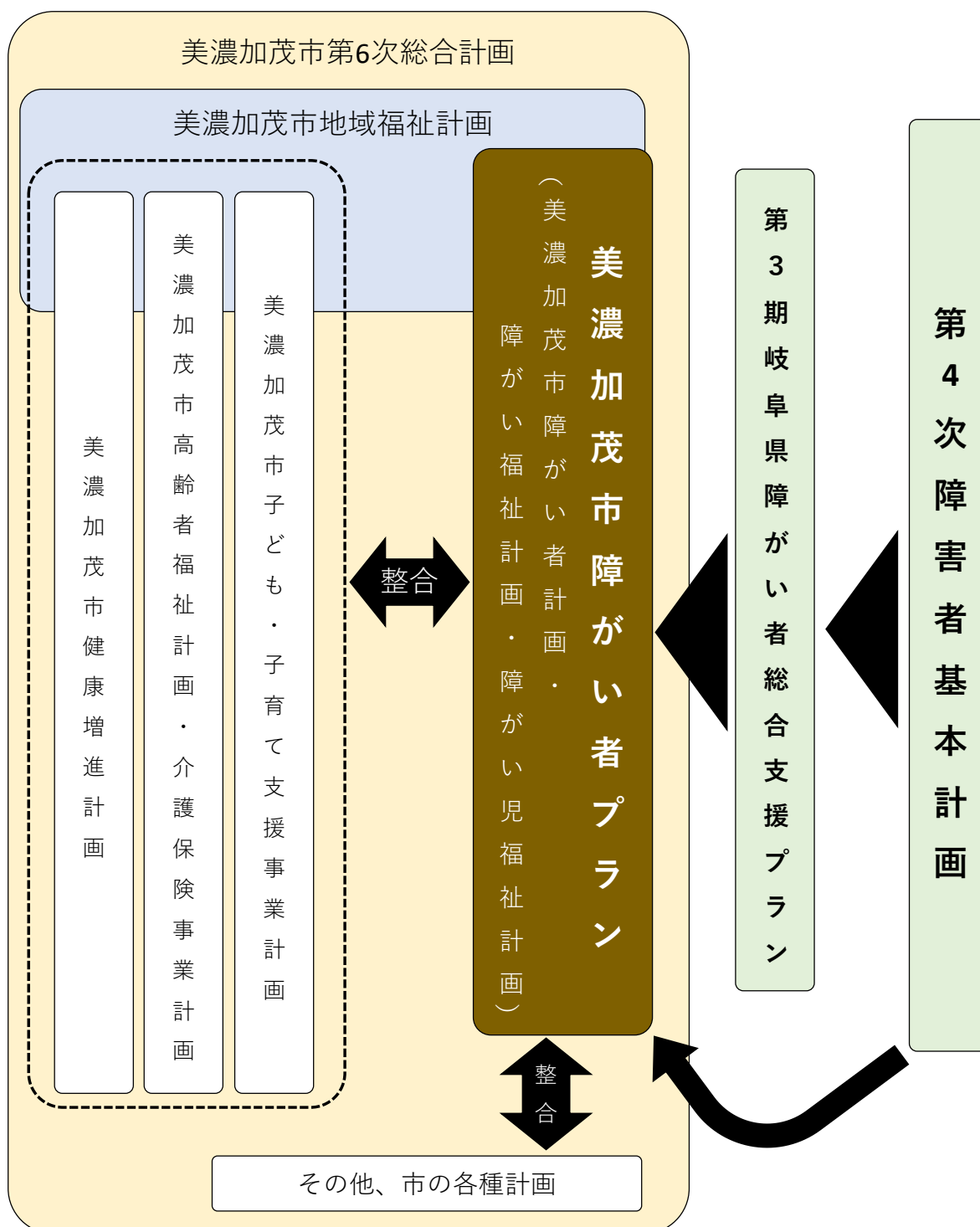
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次総合計画					第6次総合計画						
					美濃加茂市地域福祉計画 (令和2年度～令和5年度)				次期地域福祉計画 (令和6年度～)		
		障がい者計画 (平成29年度～令和2年度)			障がい者プラン (令和3年度～令和5年度) 障がい者計画			次期障がい者プラン (令和6年度～) 障がい者計画			
第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画						第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

●見直し方法（各施策、事業の評価・検討・プランの進捗管理）

- ・障がいのある人やそのご家族、支援者などとの意見交換やヒアリング
- ・美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会の代表者会議及び計画部会などの会議での議論

（3）他計画との関係性

障がい者プランでは、施策の展開に当たり関係するそれぞれの分野別計画（美濃加茂市健康増進計画、美濃加茂市高齢福祉計画・介護保険事業計画、美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画など）が有機的に連動していくことを目指しています。また、各分野別計画を総括するものとして、美濃加茂市地域福祉計画を位置づけています。



③ 計画の構成

美濃加茂市障がい者プラン 基本指針キャッチフレーズ

みんなで歩むまち みのかも

基本目標1 「共生のまち」をめざして

～ 障がいへの理解と思いやりの心を育むために ～

(1) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- ① 理解促進・広報啓発の推進
- ② 小中学校における福祉教育等の推進
- ③ ボランティア活動の推進



(2) 地域での生活における支援（新規）

- ① 社会参加と外出支援（新規）
- ② 支援の受け手と支え手の循環（新規）



(3) 行政等における配慮の充実

- ① 行政サービス等における配慮



(4) 差別の解消、権利擁護の推進

及び虐待の防止

- ① 権利擁護の推進
- ② 虐待の防止（新規）
- ③ 障がいを理由とする差別の解消の推進（新規）

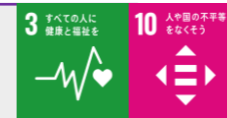


基本目標2 「安心・安全なまち」をめざして

～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

(1) 自立した生活の支援・意思決定支援

- ① 利用者本位の生活支援体制の整備
- ② 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- ③ 障がい福祉サービスの質の向上等（新規）
- ④ 意思決定支援の推進（新規）



(2) 安全・安心な生活環境の整備

- ① 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- ② 多様な生活の場の確保（新規）



(3) 情報アクセシビリティの向上

及び意思疎通支援の充実

- ① 情報バリアフリー化の推進
- ② 意思疎通支援の充実
- ③ 行政情報のアクセシビリティの向上



(4) 防犯、防災等の推進

- ① 防犯対策の推進
- ② 防災対策の推進
- ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済



基本目標3 「生きがいのあるまち」をめざして

～ あふれる意欲と生きがいのある毎日を送るために ～

(1) 保健・医療の推進

- ① 障がいの原因となる疾病等の予防・治療等
- ② 保健・医療の充実
- ③ 精神保健福祉・医療の充実
- ④ 難病に対する保健・医療施策の推進
- ⑤ 医療人材の育成・確保の推進（新規）



(2) 教育の充実

- ① インクルーシブ教育システムの推進（新規）
- ② 教育環境の整備（新規）



(3) 障がいのある子どもに対する支援

の充実（新規）

- ① 発達支援体制の構築と推進（新規）
- ② 障がい児福祉サービスの提供充実（新規）



(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

- ① 障がいのある人の雇用の場の拡大
- ② 障がい者雇用の促進（新規）
- ③ 総合的な就労支援施策の推進
- ④ 経済的な自立支援



(5) 社会参加を支える取組

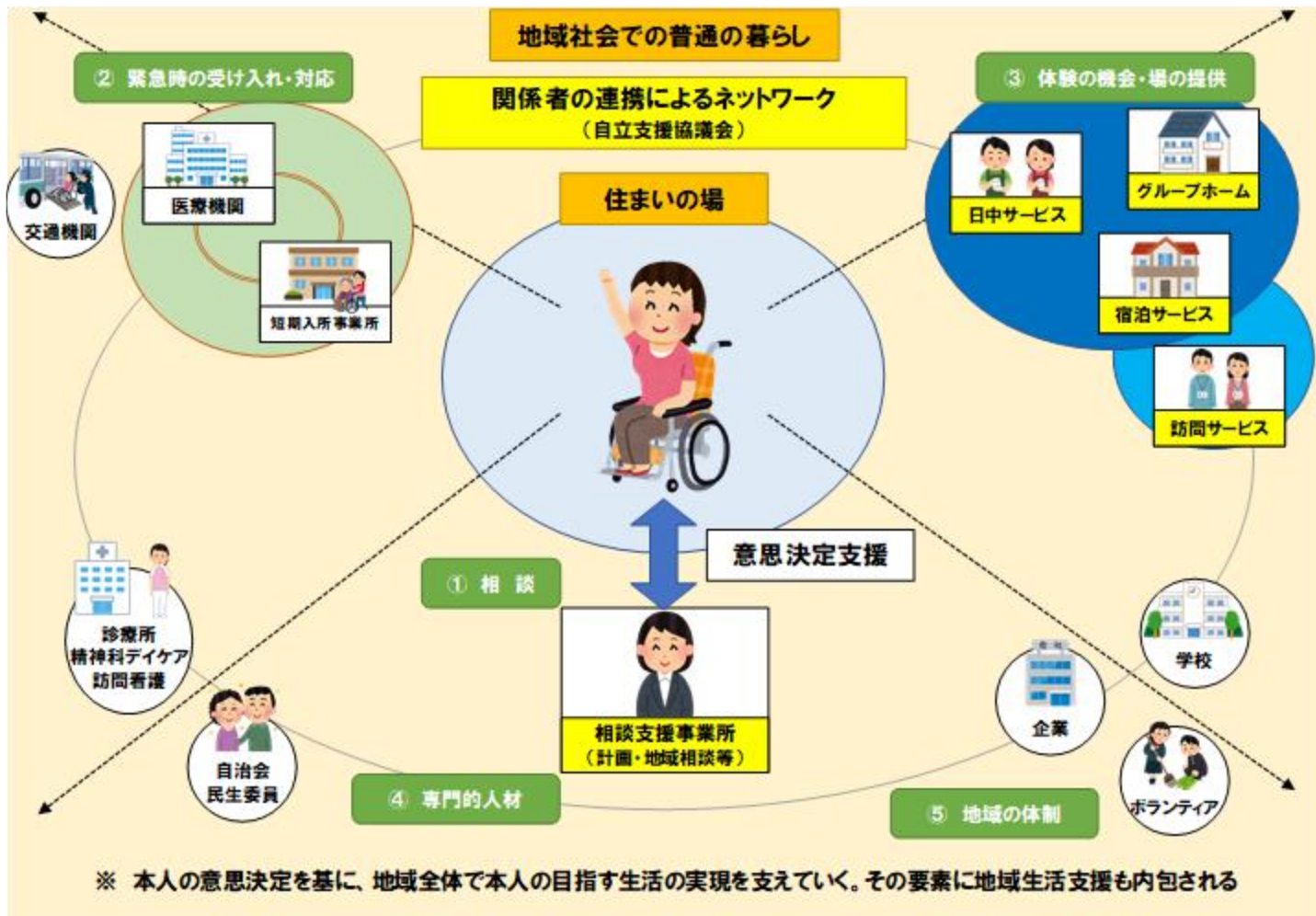
- ① スポーツ活動の振興
- ② 文化・芸術活動の振興
- ③ 生涯学習の振興（新規）



本プランでは、基本理念及び基本目標を踏まえるとともに、国の障害者基本計画や岐阜県障がい者総合支援プラン等との整合性を図りながら、「理解促進・広報啓発に係る取組等の推進」を始めとする13の分野にわたる38施策を体系的に示します。

また、計画の推進にあたっては、SDGsの考え方を取り入れることから、各施策に対応するSDGsの考え方を示します。

しょう ひと ちいき ささ きばん せいり
 ④ 障がいのある人を地域で支える基盤の整理



たよう ちいきかだい ひょうめんか なか ひと ひと じぎょう しえんいがい ぎょうせい かんけいきかん ちいき
 多様な地域課題が表面化する中で、一つ一つの事業による支援以外に行政や関係機関、地域
 じゅうみん おお にな て たいわ きょうぎ おこな れんけい ちいき きばん せいび きょうか
 住民など多くの担い手が対話・協議を行い連携することで、地域の基盤を整備・強化していく
 ことが重要です。

しょう しゃ せいかつ ちいき ささ きばん ちいきせいかつしえんきよてんきのう せいしんしょう
 障がい者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と、「精神障が
 たいおう ちいきほうかつ しょうらいぞう む とりくみ と あ
 いにも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

⑤ おも すいしんせさく 主な推進施策

国は、都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画について、本計画策定に係る基本指針の見直しの方向性を、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね決定しました。美濃加茂市においても、改定後の基本指針を踏まえ、それぞれの項目において成果目標や数値目標等を設定しました。

「基本指針で見直しされた主なポイント項目」と「成果目標の見直しの概要」は以下のとおりです。

(1) 基本指針で見直しされた主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障がい者の社会参加を支える取組
- 障がい福祉サービス等の質の向上
- 障がい福祉人材の確保

(2) 成果目標の見直しの概要

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）
- 福祉施設から一般就労への移行（項目の見直し）
- 障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）
- 相談支援体制の充実・強化等（新規）
- 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

本プランの施策体系の見直しでは、改定後の基本指針を踏まえ、当市における実施済事業及び新規事業の洗い出しを行い、成果目標を達成するために必要なものとして、分野では1分野、施策では16施策を加え、全13分野にわたる38施策を実施する事になりました。

地域福祉計画で目標としている誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現・・・『みんなで歩むまち みのかも』を目指し各施策の推進及び実施（検討）を行っていきます。

⑥ ⑥ けいかく すいしん む 計画の推進に向けて

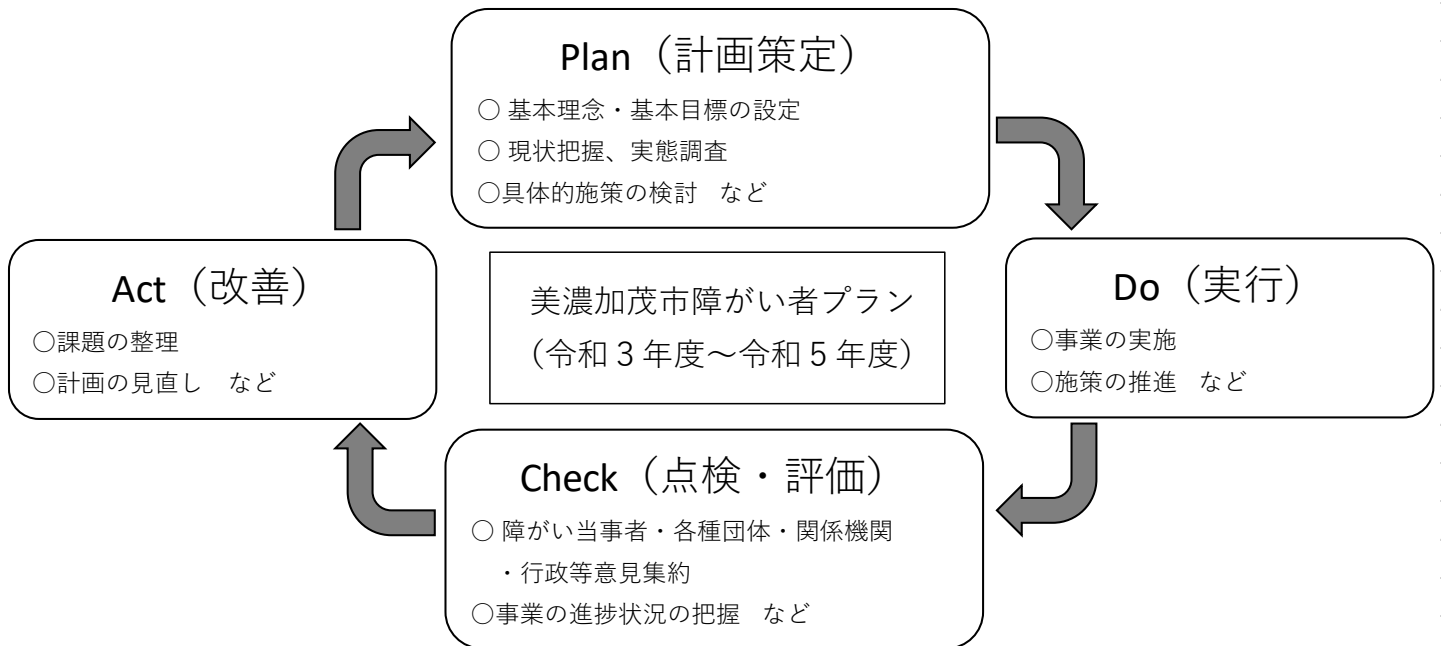
(1) けいかく すいしん む 計画の推進に向けて

本計画は障がい者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野はさまざまな分野にわたっていることから、庁内の関連する個別計画の担当課との連絡調整や関係機関、当事者団体、ボランティア団体等との連携をより一層強化し、美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会の中での協議を通じて、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) けいかく しんこうかんり 計画の進行管理

計画の点検・評価については福祉課が中心となって実施結果のとりまとめを行い美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会への報告及び意見聴取を通じて計画の進捗状況を把握していきます。

また、計画の進行管理にあたっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へとつなげます。



美濃加茂市障がい者プラン概要版

発行年月 令和3年3月

編集・発行 美濃加茂市

〒505-8606

岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

電話 0574-25-2111 (代表)